

105	高度化事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	中小企業振興課	TEL	092-643-3423
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>中小企業者が連携・共同して経営基盤の強化や環境改善に取り組む下記の事業に対して、専門家を活用した診断・助言及び施設整備に対する融資を行うことにより支援する。</p> <p>① 中小企業者が連携・共同して経営基盤の強化等を図るために、組合を設立するなどして施設を整備する事業(例：工場団地やショッピングセンターの建設、商店街の整備等)</p> <p>② 第3セクターや商工会等が、中小企業者の経営基盤の強化等を支援するために施設を整備する事業(例：起業化支援センターの整備等)</p> <p>※対象施設は、土地、建物、構築物、設備で、資産計上されるもの(県が着工を許可する以前に取得、造成又は整備した施設は原則として対象外)</p>			
	対象団体 (事業主体)	<p>上記①：事業協同組合、商店街振興組合等(事業によっては組合員企業も対象)</p> <p>上記②：公益法人(第3セクター等)、商工会、市町村等</p> <p>※次の者は対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業又は大企業とみなされる中小企業者 ・高度化資金を借りた者で、現在償還猶予や延滞をしている者 ・風俗営業及び性風俗特殊営業を行う者 ・暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者 			
	採択要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体が上記①②のいずれかに該当すること。 2 (独)中小企業基盤整備機構が定める事業に該当すること。 3 上記事業における個別の貸付要件に該当すること。 4 事業計画書作成段階で県の診断助言を受けていること。 5 金融機関による債務の保証であって知事が適当と認めるものを受け、及び知事が適当と認める物件を担保として提供すること。 			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【県、(独)中小企業基盤整備機構】			
	財政支援措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 貸付対象施設に係る整備資金の原則として80%以内を貸付。 2 年利0.8%(令和6年度に貸付決定を受けたものに適用) <p>※上記事業の個別の無利子貸付要件に該当する場合は無利子を適用</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 償還期間 20年以内(うち据置期間3年以内。) 			
	ヒア・申請の時期等	事業実施予定の前々年度の11～12月に借入希望調査表を提出			
根拠法令・要綱等	独立行政法人中小企業基盤整備機構法、福岡県中小企業高度化資金貸付規則他				
制度創設年度	昭和31年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無		
関係省庁等	独立行政法人 中小企業基盤整備機構、中小企業庁				
最近の実績	<p><上記①に該当するもの></p> <p>令和2年度 九州ガス事業協同組合、中九州ガス事業協同組合</p> <p>令和3年度 九州ガス事業協同組合、中九州ガス事業協同組合</p> <p>令和4年度 九州ガス事業協同組合、中九州ガス事業協同組合</p> <p>令和5年度 中九州ガス事業協同組合</p> <p><上記②に該当するもの></p> <p>平成6、7年度 (公財)福岡県中小企業振興センター</p>				
担当からのコメント	上記財政支援措置のとおり、長期かつ低利(条件を満たせば無利子)で融資を受けられるほか、事業内容によっては税制上の優遇措置が受けられます。また、計画作成、貸付後のアドバイスなどのサポートを受けられます。				

106	移動スーパー参入促進事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	中小企業振興課	TEL	092-643-3420
ハード・ソフトの別	() ハード () ソフト (○) 両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【事業概要】 日常の買い物が不便な地域において、「移動スーパー」に取り組もうとする事業者に対し、事業参入に必要な経費の一部を補助する。 【補助対象事業】 ① 「移動スーパー」の実施（直営型） 地元スーパーが自社で車両購入し、自社の商品を移動販売。 ② 移動販売事業者がスーパーと連携して実施する「移動スーパー」（連携型） 移動販売事業者が車両購入し、地元スーパーの商品を引き受け移動販売。			
	対象団体 (事業主体)	中小企業者（地元スーパー、移動販売事業者）			
	採択要件	・買い物が困難な地域を巡回し、地域の求めに応じて、食料品や日用品などを販売する「移動スーパー」に参入するために必要な経費であること。 ・市町村からの補助が受けられること。			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【】			
	財政支援措置	(1) 補助率 1/3 (県1/3、市町村1/3、事業者1/3) (2) 補助額 150万円以内 (3) 対象経費 車両購入費・改造費、借料・損料、備品費、委託費、広報費、雑役務費等			
	ヒア・申請の時期等	(1) 市町村へ年度末（2月ごろ）に次年度の要望調査を実施。 (2) 随時受付			
根拠法令・要綱等	・福岡県移動スーパー参入促進費補助金交付要綱				
制度創設年度	令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績					
担当からのコメント	・本事業の活用には、市町村からの補助が必要な点をご留意ください。 (県補助は市町村補助と同額以内)				

107	商店街の課題解決チャレンジ応援事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	中小企業振興課	TEL	092-643-3420
ハード・ソフトの別	()ハード ()ソフト (○)両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>【事業概要】 後継者不足、空き店舗の増加、来街者の減少等の商店街が抱える課題に対し、未来を見据え、果敢にチャレンジする取組について支援</p> <p>【補助対象事業】 下記に該当する取組を支援</p> <p>ア 将来の担い手確保 後継者募集、後継者向け人材育成など</p> <p>イ 商店街の安全・安心向上 老朽化した商店街共同施設の改修、防災機能の強化など</p> <p>ウ 魅力ある店舗創出【デジタル技術の活用必須※】 専門家による臨店指導、空き店舗への出店者募集など</p> <p>エ 商店街賑わい創出【デジタル技術の活用必須※】 集客のための取組、商店街の情報発信など</p>			
	対象団体 (事業主体)	商店街、商工会議所、商工会 等			
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の活性化に寄与する取組みであること ・市町村からの補助が受けられること 			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率 1/3以内 (※)、補助限度額 5,000千円 ※市町村補助と同額以内			
	ヒア・申請の時期等	随時受付			
根拠法令・要綱等	福岡県商店街の課題解決チャレンジ応援補助事業費補助金交付要綱				
制度創設年度	令和6年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等					
最近の実績					
担当からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の活用には、市町村からの補助が必要な点をご留意ください。(県補助は市町村補助と同額以内) 				

109	産業団地整備促進事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	企業立地課	Tel	092-643-3442
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	企業誘致のための市町村が行う産業団地の整備に向けた調査、アドバイザー活用等に対する助成 ①産業団地となる適地選定のための可能性調査等に対する助成 ②基本設計や地質等各種調査・測量等に対する助成 ③産業団地開発に係るアドバイザー活用経費（人件費）に対する助成			
	対象団体 (事業主体)	市町村（政令市除く）			
	採択要件	①の場合：団地整備に係る意思決定前・対外的な公表前が条件 ②の場合：団地整備に係る意思決定後・対外的な公表後が条件			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他 【			
	財政支援措置	[補助率] 1/2以内 [補助上限額] ① 5,000千円 ② 10,000千円（補助上限に達さない場合でも原則1回/用地） ③ 1,500千円			
	ヒア・申請の時期等	随時			
根拠法令・要綱等	福岡県産業団地整備促進補助金交付要綱				
制度創設年度	令和4年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績	令和4年度 7市町（8件） 30,507千円 令和5年度 3市町（7件） 26,536千円				
担当からのコメント					

110	遊休公共不動産活用促進事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	企業立地課	Tel	092-643-3442
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	遊休公共不動産を企業誘致の受け皿として活用するための整備費・調査費等に対する助成 ①施設活用に必要な改修・整備（パーテーション設置、OAフロア敷設、IT環境整備等）に対する助成 ②土地活用に必要な整備・調査等（敷地進入口拡幅、敷地内道路整備、地下水・地質調査、用地測量等）に対する助成			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	①の場合は立地企業決定が条件（②の場合は企業決定は不要）			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他 【】			
	財政支援措置	[補助率] 1/2以内 [補助上限額] 5,000千円（①原則1回/フロア、②2回/土地）			
	ヒア・申請の時期等	随時			
根拠法令・要綱等	福岡県遊休公共不動産活用促進補助金交付要綱				
制度創設年度	令和3年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績	令和3年度 1市 2,730千円 令和4年度 2市 8,827千円 令和5年度 1市 1,481千円				
担当からのコメント					

111	大川インテリア産業新事業促進事業（『頑張る企業』支援事業）				
担当部局名	商工部	担当課室名	観光政策課	Tel	092-643-3454
ハード・ソフトの別	() ハード () ソフト (○) 両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>【事業目的】 大川地区の木工業及びインテリア関連事業を営む企業が、新事業展開や新分野進出及び商品力強化、新商品開発並びに需要開拓を目的として行う事業に要する経費の一部を補助することにより、地域経済を支える中小企業等の競争力を高め、もって、大川地区のインテリア産業の振興を寄与することを目的とする。</p> <p>【補助事業内容】</p> <p>【補助対象事業A（従来型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新事業展開及び新分野進出に関する事業 ・商品力強化や新商品開発に関する事業 ・需要開拓に関する事業 ・副業人材活用に関する事業 ・その他、上記の事業に準じ、大川インテリア産業新事業促進事業として認められる事業 <p>【補助対象事業B（他産業連携・新分野進出型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他産業との連携による商品開発に関する事業 ・インテリア産業と異なる新分野進出に取り組む事業 <p>【補助対象事業C（海外販路開拓型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外向け新商品開発、販路開拓、拡大を視野に入れた海外展示会への出展等に取り組む事業 			
	対象団体 (事業主体)	福岡県内に本社を置き、大川地区（大川市、柳川市、筑後市、久留米市、八女市、みやま市、大木町、広川町）においてインテリア産業（関連業務を含む。）を営む中小企業・小規模事業者。			
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的を理解し、大川地区のインテリア産業の振興につながる事業を行うこと。 ・同様の内容で国又は県の補助事業を受けていないこと。 			
	補助主体	() 国庫 () 県単独 (○) その他【Aは県、大川市が補助、B・Cは大川市が補助】			
	財政支援措置	補助率 補助対象経費の2/3以内 【補助対象事業A（従来型）】 補助上限額 50万円 【補助対象事業B（他産業連携・新分野進出型）】 補助上限額 100万円 【補助対象事業C（海外販路開拓型）】 補助上限額 100万円			
	ヒア・申請の時期等	受付期間：令和6年5月1日～令和6年5月31日			
	根拠法令・要綱等	福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱			
	制度創設年度	平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等					
最近の実績	令和3年度 応募事業者21社 採択事業者19社 令和4年度 応募事業者34社 採択事業者27社 令和5年度 応募事業者23社 採択事業者18社 ※令和3年度：補助率3/4以内、上限額50万円 令和4年度：補助率2/3以内、上限額50万円 令和5年度：補助率2/3以内、上限額 事業A：50万円、事業B：100万円				

担当からのコメント	本事業の目的である新事業展開や新分野進出及び商品力強化、新商品開発、需要開拓並びに副業人材活用、他産業との連携による新商品開発、海外向け新商品開発、販路開拓、拡大を視野に入れた海外展示会への出展等の事業を計画し、本事業の審査委員会において、審査を行い、適当と認められる事業者が補助対象事業者として採択されます。
-----------	---

112	福岡県宿泊税交付金															
担当部局名	商工部	担当課室名	観光政策課	Tel	092-643-3419											
ハード・ソフトの別	() ハード () ソフト (○) 両方															
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【事業概要】 市町村がそれぞれの地域の現状と課題を踏まえ、創意工夫を凝らした観光振興施策を実施できるよう、宿泊税を活用した財政的支援を行うことで、県全体の観光の底上げを図る。 【交付対象事業】 ① 令和2年度以降新たにまたは拡充して実施する観光振興事業 ② ①の事業のうち、令和3年度以降に継続して実施する事業 ③ ①または②の事業を実施するため、基金（新規・既存は問わない）に積み立てる事業														
	対象団体 (事業主体)	県内市町村（独自に宿泊税を課す市町村を除く）														
	採択要件															
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】														
	財政支援措置	【予算額】 令和6年度当初予算：471,709千円 【配分基準】 ア. 宿泊者数による配分と、宿泊者の一定割合が宿泊地以外の県内他地域を訪問していることから、イ. 旅行者数による配分を行う。 ① 予算配分のウェイト <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>配分項目</th> <th>ウェイト</th> </tr> <tr> <td>ア. 宿泊者数</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>イ. 旅行者数</td> <td>20%</td> </tr> </table> ② 市町村への配分（最小交付額50万円） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>配分項目</th> <th>指標</th> </tr> <tr> <td>ア. 宿泊者数</td> <td>観光庁の「宿泊旅行統計調査」を用いて、県が算出した市町村ごとの宿泊者数 ※令和4年度以降は、宿泊税納税実績</td> </tr> <tr> <td>イ. 旅行者数</td> <td>県が実施した「観光ビッグデータ調査」に基づく市町村ごとの旅行者数</td> </tr> </table>				配分項目	ウェイト	ア. 宿泊者数	80%	イ. 旅行者数	20%	配分項目	指標	ア. 宿泊者数	観光庁の「宿泊旅行統計調査」を用いて、県が算出した市町村ごとの宿泊者数 ※令和4年度以降は、宿泊税納税実績	イ. 旅行者数
配分項目	ウェイト															
ア. 宿泊者数	80%															
イ. 旅行者数	20%															
配分項目	指標															
ア. 宿泊者数	観光庁の「宿泊旅行統計調査」を用いて、県が算出した市町村ごとの宿泊者数 ※令和4年度以降は、宿泊税納税実績															
イ. 旅行者数	県が実施した「観光ビッグデータ調査」に基づく市町村ごとの旅行者数															
ヒア・申請の時期等	①交付内示額のお知らせ 3月末 ②交付申請（歳出予算計上時期に応じて提出） 〔当初予算：4月中旬、6月補正：6月中旬、9月補正：9月中旬、12月補正：12月中旬、2月補正：2月中旬〕 ③実績報告 翌年度の4月10日															
根拠法令・要綱等	福岡県宿泊税交付金交付要綱															
制度創設年度	令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無													
関係省庁等																
最近の実績	政令市を除く58市町村へ交付															
担当からのコメント	申請の際は、予算額及び令和2年度以降の新規・拡充事業であることが確認できる根拠資料（予算書や対外的な予算公表資料等）を添付してください。															

113	サイクルステーション整備事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	観光振興課	TEL	092-643-3446
ハード・ソフトの別	(○) ハード () ソフト () 両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>【事業概要】 本県の自転車による観光（サイクルツーリズム）の振興の一環として、自転車観光客の受入環境を整備するため、県内市町村、観光協会及び観光関連事業者が取り組むサイクルスタンド等の整備に関する事業に対し、補助を行うもの。</p> <p>【補助事業内容】 ① 市町村及び観光協会（以下、「市町村」等）が、下記の補助対象設備を設置する当該市町村内の事業者（事業所、自治会、特定非営利活動法人及びその他活動団体）に対し、補助を行うもの。 ② 市町村等が事業者として対象設備の設置を行うもの。 ③ 観光関連事業者が対象設備の設置を行うもの。</p> <p>【対象設備】 ・ サイクルスタンド ・ フロアポンプ（空気入れ） ・ 自転車用工具（タイヤレバー、六角レンチ、プラスドライバー）</p>			
	対象団体 (事業主体)	市町村、観光協会、観光関連事業者			
	採択要件	対象設備のうち、少なくともサイクルスタンドを購入し、設置すること。ただし、すでにサイクルスタンドを保有している場合は、その他の対象設備のみの購入及び設置も可能とする。			
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	補助率 1/2以内 (ただし、①、③においては事業者、②においては、設置場所につき1万8,000円を上限とする。)			
	ヒア・申請の時期等	申請期間 令和6年4月8日～令和7年2月28日			
根拠法令・要綱等	福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱				
制度創設年度	令和元年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績	令和4年度 計9件、令和5年度 計5件				
担当からのコメント	整備が完了した施設を、「福岡サイクルステーション」として認定します。認定後は、目印となるのぼり・ステッカーを交付します。さらに、本県のサイクルツーリズム専用サイト「CYCLE&TRAILFUKUOKA（サイクルアンドトレイルフクオカ）」にて紹介します。				

114	サイクリストに優しい宿整備事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	観光振興課	Tel	092-643-3446
ハード・ソフトの別	(○) ハード () ソフト () 両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>【事業概要】 本県の自転車による観光(サイクルツーリズム)の振興の一環として、自転車観光客の受入環境を整備するため、県内宿泊事業者等が取り組むサイクリストに優しい宿整備に関する事業に対し補助を行うもの。</p> <p>【補助事業内容】 ① 宿泊事業者及び民泊事業者が、その施設内外において、宿泊者が持ち込んだ自転車を施錠ができる場所もしくは客室に保管を可能とする整備を行うもの ② 宿泊事業者および民泊事業者が以下の対象設備の設置を行うもの</p> <p>【対象設備】 ・ フロアポンプ(空気入れ) ・ 自転車用工具(タイヤレバー、六角レンチ、プラスドライバー)</p>			
	対象団体 (事業主体)	<p>宿泊事業者および民泊事業者 ※宿泊事業者(旅館業法第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第4項の営業に係る施設を運営する事業者。) ※民泊事業者(住宅宿泊事業法第3条第1項の届出により行う同法第2条第3項の事業に係る施設を運営する事業者。)</p>			
	採択要件	<p>宿泊事業者及び民泊事業者が、その施設内外において、宿泊者が持ち込んだ自転車を施錠ができる場所もしくは客室に保管を可能とする整備を行うこと。</p>			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	<p>補助率 1/2以内 (ただし、宿泊施設につき5万円を上限とする)</p>			
	ヒア・申請の時期等	<p>申請期間 令和6年4月8日～令和7年2月28日</p>			
根拠法令・要綱等	福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱				
制度創設年度	令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績	令和4年度 計5件、令和5年度 計0件				
担当からのコメント	<p>整備が完了した施設を、「福岡県サイクリストに優しい宿」として認定します。認定後は、目印となるのぼり・ステッカーを交付します。さらに、本県のサイクルツーリズム専用サイト「CYCLE&TRAILFUKUOKA(サイクルアンドトレイルフクオカ)」にて紹介します。</p>				

115	新たな観光地域づくり事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	観光振興課	Tel	092-643-3446
ハード・ソフトの別	() ハード () ソフト (○) 両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>【事業概要】</p> <p>県内の観光資源の魅力向上、周遊促進、さらなる誘客、旅行消費額の拡大を図るため、県が指定する広域観光エリア内において、観光関連事業者が実施する体験プログラムの提供に資する受入環境の整備や、観光消費の促進に関する事業等に対し補助を行うもの。</p> <p>【補助事業内容】</p> <p>① 体験プログラム提供事業者開発支援事業 広域観光エリア毎に設置される検討会が承認した、体験プログラム提供事業者が実施する受入環境整備等の事業 (体験会場の改修、インバウンド対応、非接触型サービスの導入 等)</p> <p>② 広域観光エリア内の観光消費促進事業 広域観光エリア毎に設置される検討会でエリアの魅力向上や周遊・滞在時間及び観光消費額の増加に資するものと認められた事業 (新規ビジネス立ち上げに必要な店舗新設・増設、新商品・サービスの開発、イベント・キャンペーン等の新規実施・拡充、エリアへの誘客が特に高いと認められるイベント・キャンペーン等の新規実施 等)</p>			
	対象団体 (事業主体)	<p>以下の市町域(広域観光エリア)内で事業を実施する観光関連事業者</p> <p>① 宗像市・古賀市・福津市・芦屋町・岡垣町</p> <p>② 八女市・筑後市・広川町</p> <p>③ 飯塚市、嘉麻市、桂川町</p> <p>④ 行橋市、豊前市、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町</p> <p>⑤ 久留米市、うきは市、朝倉市</p> <p>⑥ 東峰村、添田町</p>			
	採択要件	申請した事業計画について、広域観光エリア毎に設置される検討会の承認をうけること。			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	<p>補助率 1/2以内</p> <p>補助上限額 500万円(エリアへの誘客が特に高いと認められるイベント・キャンペーン等の新規実施)</p> <p>補助上限額 200万円(上記以外の補助対象事業)</p>			
	ヒア・申請の時期等	<p>申請期間</p> <p>令和6年5月1日～令和7年1月31日</p>			
	根拠法令・要綱等	新たな観光地域づくり補助金交付要綱			
制度創設年度	令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績	令和5年度 計23件				
担当からのコメント					

116	サイクルゲートウェイ整備事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	観光振興課	TEL	092-643-3446
ハード・ソフトの別	(○) ハード () ソフト () 両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>【事業概要】</p> <p>本県の自転車による観光(サイクルツーリズム)の振興の一環として、自転車観光客の受入環境を整備するため、県内市町村、観光協会及び観光関連事業者が取り組むサイクルゲートウェイの整備に関する事業に対し、補助を行うもの。</p> <p>【補助事業内容】</p> <p>① 市町村又は観光協会が事業者として対象設備の設置を行うもの。 ② 観光関連事業者が対象設備の設置を行うもの。</p> <p>【対象設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更衣室等着替えスペースを提供するための設備 ・ コインロッカー等荷物預かりサービスを提供するための設備 <p>※補助金を受領した時点で「福岡サイクルゲートウェイ」の必須要件を全て満たさない場合は、補助対象外となります。</p>			
	対象団体 (事業主体)	市町村、観光協会、観光関連事業者			
	採択要件	対象設備の購入後、「福岡サイクルゲートウェイ」の必須要件を全て満たすこと。			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	補助率 1/2以内 (ただし、①、③においては事業者、②においては、1事業者につき30万円を上限とする。)			
	ヒア・申請の時期等	申請期間 令和6年4月8日～令和7年2月28日			
根拠法令・要綱等	福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱				
制度創設年度	令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績	令和5年度 計0件				
担当からのコメント	整備が完了した施設を、「福岡サイクルゲートウェイ」として認定します。 認定後は、本県のサイクルツーリズム専用サイト「CYCLE&TRAILFUKUOKA(サイクルアンドトレイルフクオカ)」にて紹介します。				

117	サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要創出支援事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	観光振興課	TEL	092-643-3446
ハード・ソフトの別	(○) ハード () ソフト () 両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>【事業概要】</p> <p>本県の自転車による観光(サイクルツーリズム)の振興の一環として、自転車観光客の受入環境を整備するため、県内市町村、観光協会及び事業者が取り組むサポートカーやレンタサイクル等の整備に関する事業に対し、補助を行うもの。</p> <p>【対象設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車積載のための車両改造又はキャリア等の設置 ・レンタサイクル事業用自転車等 			
	対象団体 (事業主体)	市町村、観光協会、県内に本社(個人事業者においては住所)又は営業所を置く事業者			
	採択要件	<p>以下の要件のいずれかを満たす事業であること。</p> <p>① バス(観光バスを含む)、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶等において、自転車を車内外又は船内外に積載して移動可能とする事業の新規実施又は事業拡充</p> <p>② レンタサイクル・シェアサイクル事業の新規実施又は事業拡充</p> <p>③ レンタサイクル・シェアサイクルを活用した新たなサービスの提供(貸出場所以外での返却や、返却された自転車の再配置を行うサービスの提供等</p>			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	補助率 1/2以内 (ただし、1件につき100万円を上限とする。)			
	ヒア・申請の時期等	申請期間 令和6年4月8日～令和7年2月28日			
根拠法令・要綱等	福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱				
制度創設年度	令和4年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績	令和4年度 計6件、令和5年度 計4件				
担当からのコメント					

118	地域のサイクリングイベントの国際化支援事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	観光振興課	Tel	092-643-3446
ハード・ソフトの別	() ハード () ソフト (○) 両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>【事業概要】</p> <p>本県の自転車による観光(サイクルツーリズム)の振興の一環として、外国人自転車観光客の受入環境を整備するため、県内市町村、観光協会及び事業者が取り組むサイクリングイベントの国際化に関する事業に対し、補助を行うもの。</p> <p>【対象経費】</p> <p>報酬費、共済費、旅費、需用費、工事費、役務費、委託料、使用料及び賃借料補助金</p> <p>【補助対象経費の実例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インバウンド対応サポートライダー・通訳に係る費用 謝金、傷害保険等 ・ インバウンド参加者に係る費用 外国語対応エントリーフォーム・ウェブサイト作成費、宿泊助成、広告宣伝費 スタート地点会場・エイドステーションの外国語看板製作費等 ・ 国際化を図る事業の一部を委託する費用 			
	対象団体 (事業主体)	市町村、観光協会、県内事業者			
	採択要件	<p>福岡県内で開催されるサイクリングイベントで以下のすべてに該当するもの。</p> <p>① サイクリングイベントの国際化を図るものであること。</p> <p>② 設定されるコースが福岡県内を通るものであること。 ただし、北九州市内及び福岡市内のみを対象とするコースを除く。</p> <p>③ 100 km以上のコースを設定していること。</p> <p>④ 概ね3年以内に、インバウンドの参加者を全体参加者の1割以上となるよう目指すこと。</p>			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	補助率 1/2以内 (ただし、1件につき100万円を上限とする。)			
	ヒア・申請の時期等	申請期間 令和6年4月8日～令和7年2月28日			
	根拠法令・要綱等	福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱			
制度創設年度	令和6年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績					
担当からのコメント					